

翻訳資料 4 欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン

欧州高等教育質保証協会(ENQA)

杉本和弘(東北大学) 監訳

欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン 欧州高等教育質保証協会

教育文化総局

このプロジェクトは、欧州委員会の支援を得て、ソクラテスプログラムの枠組みの中で資金提供されている。この出版物は筆者の見解のみを反映しており、欧州委員会はここに含まれる情報の使用に対して一切責任を負わない。

ISBN 952-5539-04-0 ISBN (紙)

ISBN 952-5539-05-9 ISSN (pdf)

ISBN 1458-1051

欧州高等教育エリアにおける質保証の基準とガイドラインに関する ENQA 報告書

この出版物は ENQA のウェブサイトからダウンロードすることが可能である <http://www.enqa.net/bologna.lasso>

©欧州高等教育質保証協会, 2009 年, ヘルシンキ
第三版

引用するには出典を示すことが必要である。
実務的理由により、第一版の段落番号を復活させている。

表紙デザイン: Eija Vierimaa
フィンランド, ヘルシンキ, 2009 年

目次

序言

要旨

1. 背景・目的・原則

2. 欧州基準とガイドライン

基準とガイドラインの背景

第1部への序論

第1部: 高等教育機関の内部質保証に関する欧州基準とガイドライン

1.1 質保証の方針と手続

1.2 教育プログラムと学位の認証・監視・定期的レビュー

1.3 学生の成績評価

1.4 教員の質保証

1.5 学習資源と学生支援

1.6 情報システム

1.7 公開情報

第2部: 高等教育の外部質保証に関する欧州基準とガイドライン

2.1 内部質保証手続の利用

2.2 外部の質保証プロセスの開発

2.3 意思決定の規準

2.4 目的適合的なプロセス

2.5 報告

2.6 フォローアップの手続

2.7 定期的レビュー

2.8 システムレベルの分析

第3部への序論

第3部: 外部質保証機関に関する欧州基準とガイドライン

3.1 高等教育の外部質保証手続の利用

3.2 公的地位

3.3 活動

3.4 資源

3.5 ミッション・ステートメント(使命声明書)

3.6 独立性

3.7 質保証機関の用いる外部質保証の規準とプロセス

3.8 アカウンタビリティの手続

3. 質保証機関のピアレビュー・システム

国際的背景

質保証機関の周期的レビュー

欧州で活動する外部質保証機関の登録

欧州高等教育質保証協議フォーラム

4. 将来の展望と課題

補遺: 質保証機関の周期的レビュー(理論モデル)

序言

2003年9月19日のベルリン・コミュニケにおいて、ボローニャ・プロセス署名国の閣僚会議は、欧州高等教育質保証協会（ENQA）に対し、「EUA, EURASHE, ESIBとの協力の下、加盟団体を通して」「質保証に関して合意された基準・手続・ガイドライン」を開発するとともに、「質保証および（または）アクレディテーションの機関・団体に対する適切なピアレビュー・システムを整備する方法を探った上で、2005年にボローニャ・フォローアップ・グループを通して署名国の閣僚会議に報告を行う」ことを要請した。さらに、署名国の閣僚会議は、ENQAに「他の質保証団体や質保証ネットワークの専門知識」を十分に考慮することも求めた。

本報告書は、この指令に対する回答であり、コミュニケの当該セクションに記載されたあらゆる組織の承認を得て刊行されるものである。こうして共通理解に達し得たことは、すべての関係者間でなされた議論が協力と相互尊重の精神に特徴づけられていたことを示している。このプロセスに建設的で極めて貴重なインプットをくださったEUA, EURASHE, ESIB, ならびに ENQA の加盟団体に感謝申し上げる。

本報告書は欧州教育閣僚会議に向けて作成されたものである。しかし、ENQAはこの報告書が高等教育の質保証に関心を持つ人々に広く読まれることを期待している。そうした読者にこの報告書が有益で示唆に富むものと思っただけならば幸いである。

質とその保証に関して幅広く共有される一連の基礎的な価値観・期待・優良実践例が、欧州高等教育圏（EHEA）の高等教育機関や質保証機関によって確立されるまでには、長く、そしておそらくは困難な道のりがあるだろう。本報告書は、そのための第一歩にすぎないことを強調しておかなければならない。EHEAに対する質保証が欧州の次元で十全に機能するためには、ベルリン・コミュニケを契機に始められたことが今後いっそう発展していく必要がある。それが達成できたならば、ボローニャ・プロセスの壮志の多くも達成されるはずである。これまでの作業に参加してきた人々はすべて、その成功に貢献することを待望している。

Christian Thune
ENQA 会長
2005年2月

要旨

本報告書は、欧州高等教育質保証協会（ENQA）¹により、その加盟団体を通して、EUA, ESIB, EURASHEとの協議と協力、ならびに関連する多様なネットワークとの話し合いに基づいて作成されたものである。これは、2003年9月のベルリン・コミュニケにおいて ENQAに与えられた2つの委託事項、すなわち「質保証に関して合意された基準・手続・ガイドライン」を開発すること、ならびに「質保証および（または）アクレディテーションの組織・団体に対する適切なピアレビュー・システムを確保する方法を探る」ことへの対応をなしている。

本報告書は4つの章から構成されている。第1章で背景・目的・原則について述べた後、その後の章では、質保証²の基準とガイドライン、質保証機関に対するピアレビュー・システム、将来の展望と課題について述べている。

本報告書の主な結論と勧告は以下のとおりである。

- ・ 内部および外部の質保証、ならびに外部質保証機関に対する欧州の基準を設定すること
- ・ 欧州の質保証機関は、5年以内に周期的レビューを受けることが期待されること
- ・ 補完性原則（できる限り加盟国に権限を委ね、加盟国では十分にできないと認められたことのみをEUが行うという原則）を重視し、レビューは可能な限り各国で行うこと
- ・ 欧州レベルでの質保証機関の登録制度を設けること
- ・ 団体の登録決定については、欧州登録委員会（European Register Committee）の所掌とすること
- ・ 欧州高等教育質保証協議フォーラム（European Consultative Forum for Quality Assurance in Higher Education）を設立すること

以上の勧告が実行に移されれば

- ・ 合意された基準とガイドラインの利用によって、欧州高等教育圏（EHEA）全体での質保証の一貫性が強化される。
- ・ EHEAの高等教育機関と質保証機関が、質保証に関する共通の準拠点を用いることができるようになる。
- ・ 登録制度によって、専門的で信頼し得る質保証機関の見分けが容易になる。
- ・ 資格認定の手続が強化される。
- ・ 質保証機関が実施する業務の信頼性が高まる。
- ・ 欧州高等教育質保証協議会の活動を通して、質保証機関や他の主要なステークホルダー（高等教育機関、学生、労働市場の代表を含む）の見解や経験を交換する機会が促進される。
- ・ 高等教育機関と質保証機関の相互信頼が強化される。

¹ ENQA総会は、2004年11月4日、欧州高等教育質保証ネットワークを欧州高等教育質保証協会に変更することを承認した。

² 本報告書における「質保証」という語は、評価、アクレディテーション、オーディットなどのプロセスを含むものである。

- ・ 相互認知の動きが支援される。

質保証に関する欧州基準一覧

参照を容易にするため、本報告書第2章に基づき、ここに高等教育の質保証に関する欧州基準の一覧を記す。各基準に付随するガイドラインは省かれている。基準は、高等教育機関内部の質保証、高等教育の外部質保証、および外部質保証機関の質保証の三部から構成されている。

第1部：高等教育機関内部の質保証に関する欧州基準

- 1.1 質保証の方針と手続：
高等教育機関は、教育プログラムと学位の質と水準を保証するための方針及びそれに伴う手続を有するべきである。高等教育機関はまた、自らの活動において質と質保証の重要性を認識する文化を発展させる取組みを明示的に実施すべきである。これを達成するために、高等教育機関は、質の継続的向上のための戦略を策定・実施すべきである。戦略・方針・手続には正式な位置づけが与えられ、公表されなければならない。また、それらには学生及び他のステークホルダーの役割が含まれるべきである。
- 1.2 教育プログラムと学位の認証・監視・定期的レビュー：
高等教育機関は、自らの教育プログラムと学位に対する認証・定期的レビュー・監視の正式なメカニズムを有するべきである。
- 1.3 学生の成績評価：
学生に対する成績評価においては、規準・規則・手続が公表され、それらが一貫して適用されるべきである。
- 1.4 教員の質保証：
高等教育機関は、学生の教育を行うスタッフが適切な資格と能力を持つことを確認する方法を有するべきである。それらの方法は、外部評価を行う人々が入手できるようにすべきであるとともに、報告書においても解説がなされるべきである。
- 1.5 学習資源と学生支援：
高等教育機関は、提供する各教育プログラムにおいて、学生の学習支援に利用できる資源が十分で適したものとなるようにすべきである。
- 1.6 情報システム：
高等教育機関は、学習やその他の活動のプログラムを効果的に管理するため、関連情報を収集・分析・利用すべきである。
- 1.7 公開情報：
高等教育機関は、自らが提供する教育プログラムと学位に関し、最新で偏りがなく客観的な定量的・定性的情報を定期的に公開すべきである。

第2部：高等教育の外部質保証に関する欧州基準

- 2.1 内部質保証手続の利用：
外部質保証の手続は、「欧州基準とガイドライン」の第1部に記された内部における質保証プロセスの有効性を考慮に入れるべきである。
- 2.2 外部の質保証プロセスの開発：
質保証プロセスの目的と目標は、その開発の前にすべ

ての責任者（高等教育機関を含む）によって決定されるべきであり、さらに使用する手続の記述と併せて公表されるべきである。

- 2.3 意思決定の規準：
外部の質保証活動の結果としてなされるいかなる正式な意思決定も、明確な形で公表された規準に基づき、その規準が一貫して適用されるべきである。
- 2.4 目的適合的なプロセス：
すべての外部質保証プロセスは、設定された目的と目標の達成に適したものとなるよう明確に設計されるべきである。
- 2.5 報告：
報告書は公表されるべきであり、想定される読者が容易にアクセスできる形式で明確に書かれるべきである。報告書に盛り込まれる決定・称賛・勧告は、読者に容易にわかるように記載されるべきである。
- 2.6 フォローアップの手続：
質保証プロセスが行動を勧告したりその後の行動計画を要求したりする場合は、フォローアップの手続が事前に決定され一貫して実施されるべきである。
- 2.7 定期的レビュー：
高等教育機関及び（または）教育プログラムに対する外部質保証は、定期的実施されるべきである。1サイクルの長さとしてここで使用されるレビューの手続は、事前に明確に規定され公表されるべきである。
- 2.8 システムレベルの分析：
質保証機関は、レビュー・評価・アセスメント等によって一般的に明らかとなった事項を記述・分析した要旨報告書を適宜刊行すべきである。

第3部：外部質保証機関に関する欧州基準

- 3.1 高等教育の外部質保証手続の利用：
質保証機関による外部質保証では、「欧州基準とガイドライン」の第2部に記された外部質保証プロセスの存在と有効性が考慮されるべきである。
- 3.2 公的地位：
質保証機関は、外部質保証に責任を有する組織としてEHEA内の監督官庁から正式に認証され、確立された法的根拠を持つべきである。質保証機関は、活動を行う法域の定めるいかなる要件も遵守すべきである。
- 3.3 活動：
質保証機関は、定期的に（機関レベルもしくはプログラム・レベルで）外部質保証活動を行うべきである。
- 3.4 資源：
質保証機関は、プロセスと手続の開発を適切に規定し、効果的かつ効率的に外部質保証プロセスを運営・実施できるよう、十分で適切な人的・財政的資源を有するべきである。
- 3.5 ミッション・ステートメント（使命声明書）：
質保証機関は、声明書に自らの業務についての明瞭かつ明示的な目的と目標を記載して公開すべきである。
- 3.6 独立性：
質保証機関は、自らの運営に対して自治的責任を有し、その報告書の結論及び勧告が高等教育機関・政府省庁・その他のステークホルダーといった第三者の影響を受けないという点において独立しているべきである。

る。

3.7 質保証機関の用いる外部質保証の規準とプロセス：

質保証機関によって用いられるプロセス・規準・手続は、事前に規定され公表されるべきである。そこには通例、以下の点が含まれることが期待される。

- ・ 質保証プロセスの対象者による自己評価もしくはそれに相当する手続
- ・ 質保証機関が決定した、専門家グループによる外部アセスメント（必要に応じて、学生委員及び訪問調査を含む）
- ・ 決定・勧告・他の正式結果を含む報告書の刊行
- ・ 質保証プロセスの対象者が、報告書に記載された勧告に従って実施した活動についてレビューするためのフォローアップ手続

3.8 アカウンタビリティの手続：

質保証機関は自らのアカウンタビリティを果たすための手続を定めるべきである。

1. 背景・目的・原則

2003年9月19日のベルリン・コミュニケにおいて、ボローニャ・プロセス署名国の閣僚会議は、欧州高等教育質保証協会（ENQA）に対し、「EUA, EURASHE, ESIBとの協力の下、加盟団体を通して」「質保証に関して合意された基準・手続・ガイドライン」を開発するとともに、「質保証および（または）アクレディテーションの組織・団体に対する適切なピアレビュー・システムを確保する方法を探った上で、2005年にボローニャ・フォローアップ・グループを通して署名国の閣僚会議に報告を行う」ことを要請した。さらに、署名国の閣僚会議は、ENQAに「他の質保証機関や質保証ネットワークの専門知識」を十分に考慮することも求めた。

ENQAは、質保証における欧州の次元の発展に大きく寄与し、ひいてはボローニャ・プロセスの目標を推進し得るこの機会を歓迎した。

この作業には多くの組織や利益団体が関わっている。第一に、ENQAの加盟団体が広くこのプロセスに関与している。加盟団体は作業グループに参加しているのに加え、ここからの報告書案は2004年6月及び11月に開催されたENQA総会の議題における重要な要素になった。第二に、欧州大学協会（EUA）、欧州高等教育機関協会（EURASHE）、欧州全国学生連盟（ESIB）、欧州委員会が「E4グループ」の定例会議を通して参加している。第三に、欧州アクレディテーション連盟（ECA）や中欧・東欧質保証機関ネットワーク（CEEネットワーク）といった他のネットワークとの連絡や、それらの組織による貢献が、報告書作成のプロセスにおいて特に有益な役割を果たしている。最後に、ENQAとそのパートナー組織がそれぞれの国際的な関係や経験を利用することから、関連する国際的視点がプロセスに取り入れられている。

高等教育の質保証は欧州だけの関心事ではない。高等教育が急速に拡大し、公的・私的財源に対する高等教育費用が拡大するなか、世界中で質と基準への関心が高まっている。それゆえ、欧州が世界で最もダイナミックな知識基盤経済になるという願望（リスボン戦略）を達成しようとするなら、欧州の高等教育が教育プログラムと学位の質の問題を真剣に考え、その質を保証し明示する手段を積極的に取り入れようとしていることを明確に示す必要がある。高等教育が国際化するなか欧州内外で生じているさまざまな活動や要求に対応が求められている。こうした提案の作成に関わる人々の取組みは、質保証において真に欧州の次元が実現され、それによって欧州高等教育圏（EHEA）における高等教育の魅力が強化されることを予期させるものである。

本報告書に含まれる提案は多くの原則に基づいており、それは、ベルリン指令の2つの部分に対応する2つの章において詳細に説明されている。しかし、全体を貫く基本原則がある。

- ・ 質の高い高等教育は、学生、雇用主、社会全般にとって利益である。
- ・ 機関自治が中心的な重要性を持つ。ただし、これには重い責任が伴うことが認識されなければならない。

- ・ 外部による質保証は、目的適合的であり、その諸目標を達成するために適切に必要な負担のみを高等教育機関に課すものであることが必要である。

40ヶ国からなるEHEAは、政治システム、高等教育システム、社会文化や教育の伝統、言語、アスピレーション、期待といった点で多様性を特徴としている。それゆえ、高等教育の質、基準、質保証に対して単一で画一的なアプローチを取ることはふさわしくない。本報告書は、欧州の誇りの一つとして一般に認識されているこうした多様性に鑑み、基準に対する規範的で高度に形式化された狭量なアプローチに強く反対する。本報告書は、基準においてもガイドラインにおいても、明細な要件ではなく一般的な原則を採用している。それは、第一にこのアプローチのほうが広く受け入れられると考えられるからであり、また、EHEA全体の多様な高等教育コミュニティを団結させる強固な基礎になるからである。一般的基準は、ほとんどの署名国レベルで³全般的な理解を得ることができるであろう。しかし、一般的原則を採用することの結果の一つは、基準やガイドラインについて、どのように達成されるべきかではなく、何が達成されるべきかに焦点が置かれることになるという点である。したがって、本報告書には手続の問題も含まれるものの、特に第2章では、基準とガイドラインが優先されている。

最後に、本報告書について合意に達したからといって、EHEAの質保証に関するボローニャ目標が達成されるわけではないということが強調されなければならない。前途には、本報告書の勧告を実行し、高等教育機関と外部質保証機関の双方において質を重視する文化を作り上げるための数々の作業が待ち受けているのである。

2. 欧州基準とガイドライン

「質保証に関して合意された一連の基準、手続、ガイドライン」を開発するという閣僚会議の委託によって多くの重要な問題が提起された。「質保証 (quality assurance)」というのは、高等教育における一般的用語であり、それ自体多くの解釈が可能である。あらゆる状況を網羅するために一つの定義を用いることは不可能である。同様に、「基準 (standards)」という用語は、欧州においては、狭義の規制要件を記述することから優良実践例を一般的に記述することまで、さまざまな形式で用いられている。こうした語の意味は、各国の高等教育システムのローカルな状況によっても大きく異なっている。

また、草案作成プロセスを通して、高等教育機関と外部評価者の間で確立されるべき適切な関係について、質保証コミュニティにはいくつかの根本的な考え方の違いがあることが明らかになっている。教育プログラムや高等教育機関の認証を行う機関をはじめ、一部の組織は、外部質保証は基本的に「消費者保護」の問題であり、質保証機関と評価対象の高等教育機関の間には明確な距離が必要だと考えている。その一方、外部質保証の主な目的は、教育プログラムや関連する資格の水準と質の向上を目的に助言や指針を与えることだと考える組織もある。後者の場合、評価者と被評価者の間には密接な関係が必要となる。さらに、両者の中間の立場を取り、アカウントビリティと質の向上のバランスを図ろうとする組織もある。

こうした問題について見解の相違があるのは質保証機関だけではない。高等教育機関と学生代表団体の利害も必ずしも一致しない。前者は（機関レベルでの）外部からの規制や評価を最小限に抑えつつ高度の自治を享受することを望み、後者はプログラムや資格のレベルでの頻繁な検査を通して高等教育機関に公的なアカウントビリティを果たしてほしいと考えている。

最後に、この基準とガイドラインは、ボローニャ宣言に記された高等教育の3つのサイクルのみに関わるものであり、研究や一般的な機関運営の領域に対応するものではない。

基準とガイドラインの背景

この節では、EHEAにおける質保証に関して提案されている基準とガイドラインについて記述する。この基準とガイドラインは、構造、機能・規模、所在国の制度にかかわらず、欧州のすべての高等教育機関と質保証機関に適用できるように計画されている。前述したように、本章の提言に詳細な「手続」を盛り込むことは適切ではないと考えられている。というのも、高等教育機関と質保証機関が行う諸手続はそれらの自治権の重要な一部をなすからである。各高等教育機関と質保証機関が、それぞれの状況に応じた協力をしながら、本報告書に記載された基準の採用を手続の上でどのように具体化するかを決定することになる。

この基準とガイドラインは、出発点として、欧州大学協会 (EUA) の「2003年7月グラーツ宣言」の精神を支持している。この宣言には、「欧州レベルでの質保証の目的は、各国の背景と学問領域の多様性を尊重しながら、相互の信頼を促進し、透明性を高めることである」と記されて

³ 本報告書において、「国 (national)」という用語には、質保証機関、各国のコンテクスト、所轄当局などに関連する地域のコンテクストも含まれている。

いる。本報告書に含まれる基準とガイドラインは、グラーツ宣言に則り、各国の国内高等教育システムが何より重視されるべきであること、そうした国のシステム下にある高等教育機関と質保証機関の自治が重要であること、それぞれの学問分野に固有の要件があることを認識している。加えて、この基準とガイドラインは、ENQAが調整役となって行われた試験的プロジェクト「欧州評価プロジェクト」(TEEP)——国境を越えた欧州の質評価プロセスの運用上の影響について3つの学問領域で行われた調査——の経験から多くを取り入れている。

この基準とガイドラインは、2005年3月にENQAによって発表された質の収斂(convergence)に関する調査も考慮に入れている。これは、外部の質保証に対する各国のアプローチが異なる理由、およびその収斂を阻む制約要因を詳しく検討するものであった。さらに、「高等教育機関の自治の原則に従い、高等教育の質保証の主責任はそれぞれの高等教育機関にあり、これが各国の質の枠組みにおいて学術制度の真のアカウンタビリティの基礎となる」というベルリン・コミュニケにおける閣僚会議の声明を反映している。したがって、この基準とガイドラインでは、高等教育機関の内部における質の高さを重視する文化の創出・発展と、外部質保証の手法が果たす役割との間の適切なバランスが模索されている。

さらに、この基準とガイドラインは、欧州アクレディテーション連盟(ECA)によって2004年12月に発表された「優良実践例の規範(Code of Good Practice)」を取り入れているほか、ESIBの「欧州レベルで合意された基準、手法、ガイドラインに関する声明」(2004年4月)と「質保証・アクレディテーション機関のピアレビューに関する声明」(2004年4月)、EUAの「ベルリン・コミュニケに関連したQA方針に関する立場」(2004年4月)、EURASHEの「ボローニャ・プロセスに関する方針の声明」(2004年6月)に含まれるその他の見解も参考にしている。最後に、外部質保証の基準を、国際的ネットワークであるINQAAHEによって実行に移されつつある「優良実践例ガイドライン」と比較することによって、国際的な視点も含まれている。

第1部「高等教育の内部質保証に関する欧州基準とガイドライン」、ならびに第2部「高等教育の外部質保証に関する欧州基準とガイドライン」への序論

以下に示す内部および外部質保証の基準とガイドラインは、EHEA内で活動する高等教育機関と質保証機関が使用することを目的として作成されており、質と基準に関連する主要な領域を網羅している。

この基準とガイドラインの目的は、高等教育機関がそれぞれの質保証システムを発展させる上での支援と手引きになるとともに、外部質保証を行う機関に対する支援と手引きとなること、および高等教育機関にも質保証機関にも等しく用いられる共通の準拠枠の確立に貢献することである。これらは、実施方法を押し付けることを意図したものでもないし、規範や不変なものとして見なされるべきでもない。

EHEA諸国の中には、教育所管省庁またはそれに相当する組織が、この基準とガイドラインに含まれる領域の一部に責任を有している国もある。そのような場合、その省庁

や組織に適切な質保証の仕組みが組み込まれていること、およびそうした省庁や組織が独立したレビューの対象となることが必要である。

基本原則

この基準とガイドラインは、EHEA内の高等教育の内部および外部質保証に関するいくつかの基本原則を基礎にしている。これには以下の点が含まれる。

- 提供される高等教育の質とその保証に関しては、提供者が主たる責任を負う。
- 高等教育の質と基準に対する社会の利益が守られる必要がある。
- EHEA全体の学生およびその他の高等教育の受益者のために、教育プログラムの質の向上と改善が必要である。
- それら教育プログラムが提供・支援される効率的かつ効果的な組織構造が必要である。
- 質保証プロセスにおける透明性と外部の専門家の利用が重要である。
- 高等教育機関においては質を尊重する文化が育成されるべきである。
- 公的および私的な資金の投資に対するアカウンタビリティを含め、高等教育機関がアカウンタビリティを明示できるプロセスが確立されるべきである。
- アカウンタビリティを目的とする質保証と質の向上を目的とする質保証とは、十分に両立可能である。
- 高等教育機関は、国内的にも国際的にもその質を明示できなければならない。
- 使用されるプロセスは多様性と革新を抑制するものであってはならない。

基準とガイドラインの目的

基準とガイドラインの目的は以下のとおりである。

- EHEA内の高等教育機関の学生が利用できる教育を向上させること
- 高等教育機関がそれぞれの質の管理と強化を行うのを支援し、それによって高等教育機関の自治の正当性を証明するのを手助けすること
- 質保証機関が活動する上でのバックグラウンドを形成すること
- 関連するすべての人が理解できるように、外部による質保証をより透明で簡素なものにすること

基準とガイドラインの目標

基準とガイドラインの目標は以下のとおりである。

- 活力に満ちた知的で教育的な成果を促す高等教育機関の取組みを奨励すること
- 高等教育機関とその他の関連する機関が自らの質保証文化を発展させる上での支援と手引きを提供すること
- 高等教育機関、学生、雇用主、その他のステークホルダーの、高等教育のプロセスと成果に対する期待を高め、活性化すること
- EHEA内の高等教育の提供と質保証に関する共通

の準拠に貢献すること

外部質保証

本報告書に提案される基準とガイドラインでは、外部質保証が重要な役割を果たすことが認識されている。その形はシステムによって異なり、科目や教育プログラムの評価、科目レベル、教育プログラム・レベル、機関レベルでのア krediteーション、これらの組み合わせなど、さまざまなタイプの機関評価が含まれ得る。そのような外部評価が十分に効果を持つかどうかは、主に、具体的な目標を伴った明確な内部の質保証戦略があるか否か、および高等教育機関内でこうした目標の達成を目指した仕組みや方法が利用されるか否かによって決まる。

質保証は、以下を含む多くの目的で外部組織によって実施されることになる。

- ・ 高等教育に関する国レベルの学術的基準の保護
- ・ 教育プログラム及び（または）高等教育機関のアクレディテーション
- ・ 利用者保護
- ・ 教育プログラムまたは高等教育機関に関する独立検証された情報（量的および質的）の公的な提供
- ・ 質の向上と強化

欧州の質保証機関の活動は、それぞれの管轄区域や環境の法的・社会的・文化的要件を反映したものとなる。質保証機関自体の質保証に関する欧州基準は、本章の第3部に記されている。質保証機関が実施するプロセスは、達成しようとする目的と成果によって異なる。質をいっそう高めることに重点をおく質保証機関は、強力な「消費者保護」を第一の機能とする機関とは異なる手法を採用するかもしれない。本章で示す基準は、外部質保証に関する欧州の基本的な優良実践例を反映したものであるが、何が検査されるべきか、質保証の活動がいかん実施すべきかについての詳細な手引きを提供するものではない。各国の質保証機関や関係当局の間の情報交換によって、すでに共通的な要素が生じつつあるとはいえ、それは各国の自治に委ねられる問題である。

しかし、外部質保証プロセスの優良実践例にはすでにいくつかの原則が見られる。

- ・ 高等教育機関の自治が尊重されるべきである。
- ・ 学生、および労働市場の代表といったその他のステークホルダーの利益が、外部による質保証プロセスの最前線に位置づけられるべきである。
- ・ 可能な限り、高等教育機関自身の内部質保証活動の結果が利用されるべきである。

「ガイドライン」は、優良実践例に関する付加的な情報を提供し、場合によっては基準の意味と重要性を詳しく説明するものである。このガイドラインは基準の一部ではないが、基準はガイドラインと併せて考慮する必要がある。

第1部：高等教育機関の内部質保証に関する欧州基準とガイドライン

1.1 質保証の方針と手続

基準：

高等教育機関は、教育プログラムと学位の質と水準を保証する方針、およびそれに伴う手続を有するべきである。また、高等教育機関は、その活動において質と質保証の重要性を認識する文化を発展させることに明確に取り組むべきである。これを達成するために、高等教育機関は、質の継続的な強化の戦略を策定・実行すべきである。

戦略、方針、手続に正規の位置づけが与えられ、公表されるべきである。また、それらには学生やその他のステークホルダーの役割が含まれているべきである。

ガイドライン：

正規の方針と手続は、高等教育機関が質保証システムを進展させ、その有効性を監視するための枠組みになる。また、それらは、高等教育機関の自治に対する公的な信頼を提供するのに役立つ。方針には、意思の表明とそれを達成するための主たる手段が含まれる。手続に関するガイダンスは、その方針が実行される方法について詳しい情報を提供するものであり、その手続を実行する上での実際的な諸側面について知る必要がある人々にとって有益な基準点となる。

手続の記述には以下の点が含まれていることが期待される。

- ・ 当該機関における教育と研究の関係
- ・ 質と水準に関する当該機関の戦略
- ・ 質保証システムの機構
- ・ 質保証に対する学科、学部、その他の組織および個人の責任
- ・ 質保証への学生の関与
- ・ 方針の実施・監視・修正方法

EHEA を実現する上で重要なのは、高等教育機関があらゆるレベルで取り組むことによって、教育プログラムが意図された明確な成果を上げ、学生がその成果を達成すべくスタッフが教育と支援を行う体制を整えたとともに、実際に進んで実践し、卓越性・専門知識・熱意を発揮するスタッフによる貢献が十分かつタイムリーに実体ある形で認識されることが非常に重要である。すべての高等教育機関は、自らが学生に提供する教育を改善・強化することを目指さなければならない。

1.2 教育プログラムと学位の承認、監視、定期的レビュー

基準：

高等教育機関は、自らの教育プログラムと学位について、承認、定期的レビュー、監視に必要な公式なメカニズムを有するべきである。

ガイドライン：

教育プログラムが十全に設計され、常に監視され、定期的にレビューされる効果的な質保証活動があり、それによって教育プログラムの継続的な適合性と現在性が確保され

れば、高等教育に対する学生やその他のステークホルダーの信頼が確立・維持されやすい。

教育プログラムと学位の質保証には以下が含まれていることが期待される。

- ・ 明確に目的が示された学習成果の策定と公表
- ・ カリキュラムと教育プログラムの設計と内容に対する十分な注意
- ・ それぞれの教育提供モード（フルタイム、パートタイム、遠隔地学習、eラーニングなど）と高等教育のタイプ（アカデミック、職業訓練、専門職養成など）に特有のニーズ
- ・ 適切な学習資源の利用可能性
- ・ 教育に関与していない組織が行う、教育プログラムの公式承認手続
- ・ 学生の進捗と到達度の監視
- ・ 教育プログラムの定期的レビュー（外部の評価委員会メンバーを含む）
- ・ 雇用主、労働市場の代表、その他の関連組織からの定期的フィードバック
- ・ 質保証活動への学生の参加

1.3 学生の成績評価

基準：

学生は、一貫して適用される公表された基準・規則・手続に従って成績評価を受けるべきである。

ガイドライン：

学生の成績評価は高等教育の最も重要な要素の1つである。成績評価の結果は学生の将来のキャリアに非常に大きな影響を持つ。したがって、成績評価が常に専門的に実施され、試験・考査プロセスに関して存在する幅広い知見が考慮に入れられることが重要である。また、成績評価は、教育と学生支援の有効性に関して高等教育機関に貴重な情報を提供する。

学生の成績評価の手続は以下のとおりであることが期待される。

- ・ 意図された学習成果およびその他の教育プログラムの目標の達成度を測定するように設計されていること
- ・ 診断的評価、形成的評価、総括的評価のいずれであっても、その目的に適したものであること
- ・ 公表された明確な採点基準があること
- ・ 目標とする資格に関係する知識・技能の達成に向けた学生の発達に対して成績評価が果たす役割について理解している者が実施すること
- ・ できる限り、一人の試験者の判断に依存しないこと
- ・ 試験規則から起こりうるすべての結果が考慮されること
- ・ 学生の欠席、病気、その他の酌量事由に関する明確な基準があること
- ・ 成績評価が、当該機関の明示した手続に則って確実に行われること
- ・ 手続に正確を期すため、事務部門による確認作業が行われること

さらに、学生は、教育プログラムに用いられる成績評価

の方針、受けるべき試験やその他の評価方法、期待される事項、成績評価に用いられる基準についてははっきりと情報提供されるべきである。

1.4 教育スタッフの質の保証

基準：

高等教育機関は、学生の教育を行うスタッフが適切な資格と能力を有していることを確認する方法を持つべきである。それらの方法は外部レビューを行う人々が利用できるようにし、報告書において解説すべきである。

ガイドライン：

教員は、ほとんどの学生にとって何より重要な学習資源である。重要なことは、教育に携わる人物が、担当科目について十分な知識を持って理解するとともに、広範な教育状況の中でその知識と理解を効果的に学生に伝えるのに必要なスキルと経験を有し、自らの成果に対してフィードバックを得ることである。高等教育機関は、スタッフの採用・任命の手続に、すべての新しいスタッフが少なくとも必要最低限の能力を有することを確認する方法が含まれるようにすべきである。教員は、自らの教育能力を開発し伸張させる機会が与えられるべきであり、自らの技能を重視するように奨励されるべきである。高等教育機関は、能力不足の教員に対して、容認できるレベルまでスキルを高める機会を与えるべきであり、明らかな能力不足が継続する場合には教育任務から外す手段を備えているべきである。

1.5 学習資源と学生の支援

基準：

高等教育機関は、学生の学習支援に利用可能な資源が十分であり、提供する各教育プログラムに適したものとなるようにすべきである。

ガイドライン：

学生は、教員に加え、学習を支援する各種の資源に依存する。それは、図書館やコンピュータ施設といった物理的資源から、チューター、カウンセラー、その他のアドバイザーといった人的支援まで幅広い。学習資源とその他の支援の仕組みは、学生が容易に利用でき、学生のニーズに合わせて計画され、サービス利用者からのフィードバックに感応的でなければならない。高等教育機関は、学生向けの支援サービスの定期的な監視と見直しを行い、その有効性を向上させるべきである。

1.6 情報システム

基準：

高等教育機関は、学習やその他の活動のプログラムを効果的に管理するため、関連情報を収集、分析、利用すべきである。

ガイドライン：

効果的な質保証の出発点は、高等教育機関が自らを知ることである。高等教育機関が自らの活動に関して情報を収集・分析する手段を持っていることが重要である。これがなければ、高等教育機関は、何がうまくいっており、何が改善を要するか、あるいは革新的な実行方法がどのような結果をもたらしているかについて知ることができない。

質に関してそれぞれの高等教育機関が必要とする情報

のシステムは、ある程度ローカルな状況によって異なるが、少なくとも以下を含むことが期待される。

- 学生の進学率及び卒業率
- 卒業生の雇用可能性
- 教育プログラムに対する学生の満足度
- 教員の有効性
- 学生集団の特性
- 利用可能な学習資源とそのコスト
- 高等教育機関独自の主要な業績指標

高等教育機関が EHEA 内外の同類の組織と自らを比較することにも意義がある。これによって高等教育機関は自らに関する知識を広げ、業績を改善し得る方法にアクセスすることが可能になる。

1.7 公開情報

基準：

高等教育機関は、自らが提供する教育プログラムと学位に関し、最新で偏りのない客観的な量的および質的情報を定期的に公開すべきである。

ガイドライン：

高等教育機関は、その公的な役割を果たす上で、提供する教育プログラム、そこから意図される学習成果、授与資格、用いられる教育・学習・成績評価の手段、学生が利用できる学習機会といった事項に関する情報を提供する責任を有している。公表される情報には、過去の学生の意見や就職先、および現在の学生集団の特性が含まれることもある。この情報は、正確で、偏りがなく、客観的で、容易にアクセスできるべきであり、単にマーケティングのチャンスとして利用されるべきではない。高等教育機関は、それらの情報が不偏性と客観性の点で、自ら期待する水準を満たしていることを立証すべきである。

第 2 部：高等教育の外部質保証に関する欧州基準とガイドライン

2.1 内部質保証手続の利用

基準：

外部質保証の手続は、欧州基準とガイドラインの第 1 部に記された内部質保証プロセスの有効性を考慮に入れるべきである。

ガイドライン：

第 1 部における内部質保証の基準は、外部質評価プロセスの有益な基礎となる。各高等教育機関の内部における方針と手続が、外部における手続のなかで慎重に評価され、どの程度基準が満たされているかが判断されることが重要である。

高等教育機関が自らの内部質保証プロセスの有効性を示すことができ、そのプロセスが質と基準を適切に保証しているならば、外部プロセスは、そうでない場合ほど徹底して行われなくてもよい。

2.2 外部質保証プロセスの策定

基準：

質保証プロセスが定められる前に、すべての責任者（高等教育機関を含む）によってそのプロセスの目的と目標が決定されるべきであり、用いられる手続の記述とともに公表されるべきである。

ガイドライン：

手続の目的の明確性と透明性を確保するため、外部質保証の方法は、高等教育機関を含む主要ステークホルダーを取り込んだプロセスを通して設計・策定されるべきである。最終的に合意された手続は公表されるべきであり、使用される手続の説明に加え、プロセスの目的と目標に関する明確な記述が含まれるべきである。

外部質保証が、関係する高等教育機関に対して要請を行う際には、採用される手続が適切なものであり、高等教育機関の通常の業務を必要以上に妨げないことを確認するため、予備的な影響評価が行われるべきである。

2.3 意思決定の規準

基準：

外部による質保証活動の結果としてなされるすべての正式な意思決定は、明確な形で公表された基準に基づくべきであり、それは一貫して適用されるべきである。

ガイドライン：

質保証機関によってなされる正式な意思決定は、その対象となる高等教育機関と教育プログラムに重大な影響を及ぼす。公平性と信頼性を確保するため、決定は公表された基準に基づき、一貫した形で解釈されるべきである。結論は、記録された証拠に基づいているべきであり、質保証機関には、必要に応じて結論を控えめにする方法が備わっているべきである。

2.4 目的に合ったプロセス

基準：

あらゆる外部質保証プロセスは、設定された目的と目標の達成に適したものとなるよう明確に設計されるべきであ

る。

ガイドライン：

EHEA内の各質保証機関は、異なる目的と異なる方法に基づいてそれぞれの外部プロセスを実施している。質保証機関が自ら定義し公表した目的にふさわしい手続を実施することが何より重要である。しかしこれまでの経験からは、外部レビューのプロセスにおいて、有効性・信頼性・有益性を確保し、さらに質保証に欧州の次元にとっての基礎を提供するのに役立ついくつかの要素が広く利用されていることがわかっている。

特に注目に値するのは以下の要素である。

- 外部による質保証活動を行う専門家が適切なスキルとその任務を遂行する能力を確実に有していること
- 専門家の選定を慎重に行うこと
- 専門家に対して適切な状況説明または研修を行うこと
- 国際的な専門家を利用すること
- 学生を参加させること
- 用いられるレビュー手続が、知見と結論を支持するのに足る証拠を提供する上で十分なものであること
- 自己評価／訪問調査／報告書案／報告書刊行／フォローアップから成るレビュー・モデルを用いること
- 質保証における基本要素として高等教育機関による向上・強化策が重要であることを認識すること

2.5 報告

基準：

報告書は、公表されるべきであり、それは明確に、かつ想定される読者が容易にアクセスできる形式で書かれるべきである。報告書に記載されるあらゆる決定、推賞、勧告の事項は、読者にわかり易く記されるべきである。

ガイドライン：

外部による質保証プロセスの利益を最大にするため、報告書は、想定される読者のニーズを満たすことが重要である。報告書は複数の読者集団向けに書かれることもあるが、その場合、構成、内容、スタイル、語調に注意を払うことが必要である。

一般に、報告書は、説明、分析（関連する証拠を含む）、推賞、意見、勧告を網羅するように構造化されるべきである。一般の読者がレビューの目的、その形式、決定に用いられた基準を理解できるように、十分な予備的説明が含まれるべきである。また、主要な知見、結論、勧告は、読者が容易に探し出せるように書かれているべきである。

報告書は、容易にアクセスできる形で公表されるべきであり、報告書の読者や利用者（関連する高等教育機関の内外の者）がその有用性に関して意見を述べる機会が設けられるべきである。

2.6 フォローアップの手続

基準：

行動の勧告を含む質保証プロセス、またはその後の行動計画を要求する質保証プロセスは、事前に定められ一貫して実行されるフォローアップの手続を有するべきである。

ガイドライン：

質保証とは、基本的に個々に外部検査を行うことではなく、継続的に良き仕事をしようとする努力でなければならない。外部による質保証は、報告書の刊行をもって終了するものではなく、勧告が適切に対処され、必要な行動計画が作成・実行されるようにするための構造化されたフォローアップの手続を含んでいるべきである。高等教育機関や教育プログラムの代表者とさらなる話し合いが持たれることもある。その目的は、改善の必要性が指摘された分野への対応が迅速に行われ、さらなる質向上活動が奨励されるようにすることにある。

2.7 定期的なレビュー

基準：

高等教育機関及び（または）教育プログラムについての外部による質保証は、周期的に行われるべきである。1サイクルの長さとして用いられるレビューの手続は、事前に明確に規定され、公表されるべきである。

ガイドライン：

質保証とは、静的なプロセスではなく動的なプロセスである。それは、継続的である必要があり、「一生涯に一度」のものであってはならない。最初のレビューや正式なフォローアップの手続の完了をもって終わるものではなく、定期的に更新されなければならない。次回の外部レビューの際には、前回のレビュー後の進展が考慮に入れられるべきである。あらゆる外部レビューに用いられるプロセスは、外部の質保証機関によって明確に定義されるべきであり、高等教育機関に対する要求は、その目標の達成にとって必要以上に大きなものであってはならない。

2.8 システム全体の分析

基準：

質保証機関は、適宜、レビュー、評価、アセスメント等による一般的な知見を記述し分析した要約報告書を刊行すべきである。

ガイドライン：

すべての外部質保証機関が、教育プログラム及び（または）高等教育機関に関して豊富な情報を収集することで、それは高等教育システム全体に関する構造的分析にとっての資料となる。そうした分析は、発展状況、傾向、新たな優良実践例、根強く残る問題点や弱点に関して極めて有益な情報を提供することができ、政策展開と質強化にとって有用なツールとなり得る。質保証機関は、その業務から最大限の利益を得るために、自らの活動の中に研究開発の機能を含むことを検討すべきである。

第3部「外部質保証機関に関する欧州基準とガイドライン」への序論

1990年代初め以来、欧州の外部質保証機関は著しい成長をみせている。同時に、機関間の協力や最良実践例の共有が、この発展にとって不可欠の要素になっている。すでに1994/95年度に欧州委員会が着手したいわゆる「欧州パイロットプロジェクト」により、質保証の基本的な方法、質保証機関の独立性、自己評価、外部による訪問調査、公開される報告書について質保証機関が相互に認識し、それらは高等教育の質保証に関する1998年「EU理事会勧告」に明記されている。2000年におけるENQAの創設は、こうした協力の進展が自然に制度化されたものであり、ENQAは1990年代に到達した最新のコンセンサスを基礎にすることができたのである。

以下に記す外部質保証機関に関する欧州基準は、欧州の外部質保証の短い歴史における上記の発展を前提として作成されたものである。また、基準をあまりに詳細で規範的なものにしすぎないことが意識的に目指されている。基準によって、各国・各地域の経験と期待を自らの組織やプロセスに反映させる質保証機関の自由が制限されてはならないのである。しかし基準によって、質保証機関の専門性、信頼性、統合性が、ステークホルダーにとって可視的で透明性のあるものにならなければならない。また、質保証機関の間で同等性が見られるとともに、必要な欧州の次元が生み出されるようにならなければならない。

このように、基準は、質保証機関の相互認識に向けた活動と質評価組織の評価やア Krediteーションの結果に自然に貢献するものであるということをつけ加えておくべきであろう。こうした作業は、北欧高等教育質保証ネットワーク（NOQA）において探求されており、欧州ア Krediteーション連盟（ECA）による「優良実践規範」の一部になっている。

優良実践例に関する付加的な情報を提供し、場合に応じて基準の意味と重要性を詳細に説明するために、さまざまな「ガイドライン」が付されている。このガイドラインは基準そのものの一部をなすものではないが、基準はガイドラインと併せて考慮する必要がある。

第3部：外部質保証機関に関する欧州基準とガイドライン

3.1 高等教育の外部質保証手続の利用

基準：

質保証機関の外部質保証は、欧州基準とガイドラインの第2部に記された外部質保証プロセスの存在と有効性を考慮に入れるべきである。

ガイドライン：

第2部に記載された外部質保証に関する基準は、外部による質査定プロセスにとって有益な基礎を提供している。これらの基準には、1990年代初め以来の欧州における外部質保証の発展を通して得られた優良実践例及び経験が反映されている。したがって、こうした基準が、高等教育機関に対して外部質保証機関が適用するプロセスに組み込まれることは重要である。

外部質保証に関する基準は、外部質保証機関に関する基準とともに、高等教育機関の専門的で信頼に足る外部質保証の基礎を成すものである。

3.2 公的地位

基準：

質保証機関は、外部質保証に責任を有する組織としてEHEA内の所管の監督官庁から公式に認定されるべきであり、確たる法的基盤を持つべきである。質保証機関は、活動管轄内におけるいかなる要件も満たすべきである。

3.3 活動

基準：

質保証機関は、定期的に（機関レベルもしくはプログラム・レベルで）外部質保証活動を行うべきである。

ガイドライン：

これには、評価、レビュー、オーディット、アセスメント、ア Krediteーション、それ以外の同様の活動も含まれ、それは質保証機関の中心的機能の一部であるべきである。

3.4 資源

基準：

質保証機関は、プロセスと手続の開発に関する適切な規程を備え、効果的・効率的な形で外部による質保証プロセスを組織・運営できるように、十分かつ適切な人的および財政的資源を有するべきである。

3.5 ミッション・ステートメント（使命声明書）

基準：

質保証機関は、広く入手可能な声明書に、自らの任務に関する明確な目標と目的を記載すべきである。

ガイドライン：

こうした声明書では、質保証機関による質保証プロセスの目標と目的、高等教育の関連ステークホルダー、特に高等教育機関との作業分担、活動の文化的・歴史的背景が記載されるべきである。声明書では、外部質保証プロセスが当該機関の主要な活動であること、その目標と目的を達成する体系的アプローチが存在することが明確にされるべき

である。また、声明書に記載された事項を明確な方針と運営計画に具現化する方法を示した文書も必要である。

3.6 独立性

基準：

質保証機関は、それぞれの活動に対する自立的責任を有しており、その報告書の結論及び勧告が高等教育機関、政府省庁、その他のステークホルダーなどの第三者の影響を受けてはならないという点において独立しているべきである。

ガイドライン：

質保証機関は、以下のような方法を通して独立性を示す必要がある。

- その運営が高等教育機関や政府から独立していることが公的な文書（ガバナンス手法や法律など）において保証されること
- その手続と方法の定義と運用，外部専門家の推薦と任命，質保証プロセス結果の判定が，政府，高等教育機関，政治的影響力を有する機関から独立して自立的に行われること
- 質保証プロセスの中で，高等教育の関連ステークホルダー，特に学生（学習者）の意見が求められるが，質保証プロセスの最終的な結果については質保証機関が責任を負うこと

3.7 質保証機関が用いる外部質保証の基準とプロセス

基準：

質保証機関によって用いられるプロセス，基準，手続は事前に規定され，公表されるべきである。これらのプロセスは，一般に以下を含んでいることが期待される。

- 質保証プロセスの受審機関による自己評価またはそれと同等の手続
- 質保証機関が決定した専門家グループによる外部評価。適宜，学生（集団）や訪問調査が含まれる。
- 決定，勧告，その他の正式な結果を記載した報告書の刊行
- 報告書に記載された勧告に照らして，質保証プロセスの受審機関が実施した措置についてレビューを行うフォローアップ手続

ガイドライン：

質保証機関は，特定の目的のために他のプロセスや手続を利用することができる。質保証機関は，自らが明言している原則に常に関心を払うとともに，自らの諸要件とプロセスが専門的に管理され，決定がたとえ異なる集団によってなされるとしても，結論や決定が一貫した形で達成されるようにすべきである。質保証について公式決定を行ったり，公式の結果を伴う結論を出したりする質保証機関は，不服申し立ての手続を定めるべきである。不服申し立て手続の性質と形式は，各質保証機関の規約を踏まえて決定されるべきである。

3.8 アカウンタビリティの手続

基準：

質保証機関は，自らのアカウンタビリティのための手続

を備えているべきである。

ガイドライン：

こうした手続には，以下が含まれていることが期待される。

1. ウェブサイトにおいて閲覧可能な，質保証機関自らの質の保証に関して公表された方針
2. 以下の事項について明示した文書
 - 当該機関のプロセスと結果が，質保証の責務と目標を反映したものであること
 - 当該機関が，外部専門家の業務に関して利害衝突を回避する仕組みを定めて実行していること
 - 当該機関が，質保証手続の要素の一部または全部が他の当事者に外注している場合，請負組織の活動と請負機関によって作成される資料の質を保証する信頼し得る仕組みを有していること
 - 当該機関が，自らの発展と改善に関して情報を提供し実証するために，内部フィードバックの仕組み（自らのスタッフ及び委員会（理事会）からのフィードバックを収集する手段），内部対応の仕組み（内部及び外部の改善勧告に対応する手段），外部フィードバックの仕組み（専門家及びレビューを受けた高等教育機関から，将来の発展のためのフィードバックを収集する手段）を有していること
3. 質保証機関の活動について，少なくとも5年に1回の実施が義務づけられた周期的な外部レビュー

3. 質保証機関のピアレビュー・システム

欧州の閣僚会議は、ベルリンにおいて、「ENQA に対して、その加盟団体を通じて、EUA, EURASHE, ESIB との協力によって [中略] 質保証及び (または) アクレディテーションの機関や団体に対する適切なピアレビュー・システムを整備する方法を探る」ことを求めた。

ENQA とそのパートナー組織は、この要請に応えるにあたって、質保証機関に対するピアレビュー・システムがピアレビューのプロセスそのものだけではなく、レビューが拠って立つ質の基準の慎重な考察も含むべきであるとベルリン指令を解釈して事に当たってきた。また、その過程においては、質保証機関のピアレビューが基本的に、質保証機関の質の透明性、可視性、比較可能性という目標を達成する手段として解釈されるべきだという合意も得られている。

したがって、本報告書は、欧州の高等教育界で活動する外部質保証機関の認定登録制度の創設を主な提案事項としている。この提案は、基本的に、認定やアクレディテーションのラベルの価値を利用して利益を上げようと望む質保証機関がまもなく増加するという予測に対応したものである。他地域における経験はそうした企業活動を統制するのが困難であることを示しているが、欧州は、既存の質保証機関を保護するためではなく、いかがわしい機関の活動によって質保証の利益が損なわれないようにするため、この新しい市場の実際の管理を実践するユニークな機会に恵まれている。

こうした提案に関する活動は、原則として、欧州の背景と要請を考慮に入れている。それと同時に、同様の経験とプロセスが国際的に展開しつつあることが認識されている。それゆえ、本章は、本報告書のこの部分の草案に関連する国際的な経験と取組みについての簡単な分析から始める。続いて、補完性原則に基づくピアレビュー・システムの提案と外部質保証機関に関する欧州基準の概要を示し、欧州で活動する外部質保証機関に関して推奨されている登録制度について説明する。この登録制度では、ピアレビュー及び欧州基準の遵守が決定的な役割を果たす。最後に、欧州高等教育質保証協議フォーラムの設置を提案する。

国際的背景

現在、高等教育の質保証分野でダイナミックな展開が見られるのは欧州だけではない。この節では、国際高等教育質保証ネットワーク (INQAAHE)、国際大学学長協会 (IAUP)、米国高等教育アクレディテーション協議会 (CHEA)、OECD、UNESCO といった組織の経験と活動について説明する。本報告書の作成にあたっては、こうした質保証に関する組織の活動が役に立った。こうした国際的な経験が具体的な勧告に直接に含まれているわけではないものの、以下では、いくつかの主要な国際的要素が本章の勧告に関連する形で提示されている。

外部質保証機関の高い質と優れた実践方法の証明は、ここ数年、国際的な検討課題にもなってきた。INQAAHE は 1999 年から、外部質保証機関の質のラベルをめぐる協議を行った。これは、外部質保証の役割を果たす能力のある質保証機関を知りたいという高等教育機関のニーズを満た

すために、もともと IAUP が発案した考え方であった。しかし、質のラベルは広範にわたる反対に遭い、INQAAHE はその後、質保証団体の優良実践例の基準作成に重点をおいている。その結果、目的および歴史・文化的な背景に関する国際的多様性を認識しつつ、優良実践例の共通項を示す一連の原則が生み出されている。

質保証機関のピアレビューに関する勧告としては、CHEA によって行われた作業も関連性がある。CHEA は、米国における地域別、専門別、全国レベル、専門職別のアクレディテーション組織の連合団体として機能している非政府組織である。CHEA による認証を求めるアクレディテーション組織は、CHEA の認証基準を満たしていることを証明しなければならない。アクレディテーション組織は、アカデミックな質を高め、アカウントビリティを明示し、改善を推進し、適切な手続を採用し、アクレディテーションの実施状況を継続的に再評価し、十分な資源を有していることが期待される。また、CHEA は、6 年ごとにいわゆる認証レビューを受けることを加盟団体に求める。CHEA のアプローチと本報告書の提案には、たとえば周期的なレビューなど、基本的な類似点と適合性がある。しかし、本報告書は、質保証機関の質保証を明確な焦点とすることを優先している。

ENQA とは別に、OECD と UNESCO の共同作業として、国境を越えた高等教育の質のガイドラインを精密化する活動が行われている。OECD-UNESCO のガイドラインは 2005 年中に完成する予定であるが、草案作成のプロセスにおいて明らかとなったのは、高等教育の国際化を統制する必要があるにもかかわらず、既存の国レベルの質保証は国内高等教育機関による国内での教育提供のみに限定されるくらいがあるということであった。したがって、現在の質保証制度の課題として、高等教育の国際化の利益を最大にし、起こりうる問題を抑制するために、国内の教育機関と教育プログラムに加え、外国の教育機関と教育プログラムにも対応する適切な方法と仕組みを開発することが提起された。

提案される OECD-UNESCO のガイドラインは、外部質保証機関に対し、外国や営利目的の高等教育機関／教育提供者、および遠隔地教育やその他の新しい教育提供モードも質保証の仕組みに含むことを勧告している。しかし同時に、ガイドラインの草案作成プロセスで認識されたのは、国の質保証機関の責任に外国の教育提供者を含むためには、ほとんどの場合、国の法制と行政手続の変更が必要になるということであった。

本報告書においても、高等教育機関の質保証の国際化が有する重要性和意味を認識されている。外部質保証に関して提案される欧州基準に、この点に関する言及を含むのは時期尚早であると考えられているが、欧州登録制度の提案には、専ら欧州で活動している欧州外の機関や国境を越えて活動している欧州の機関が含まれている。

また、継続中の欧州プロセスは、質保証機関が地域的及び国際的な既存のネットワークを維持・強化すべきであるという OECD-UNESCO の勧告を十分満たしていることも認識されるべきである。

質保証機関の周期的レビュー

欧州における高等教育の外部質保証というのは、比較的

新しい分野である。しかし近年、質保証機関自身の内部および外部の質保証に焦点をおくことによって業務の信頼性を高めようという動きが見られることは、質保証機関の成熟を示す要素の一つと考えてよいだろう。スペインのシッチェスで 2003 年 2 月に開かれた ENQA のワークショップでは、質保証機関自身の質保証がテーマに含まれていた。参加者たちは、質保証機関の外部評価に関するこれまでの経験について話し合い、ワークショップの結論の一つとして、ENQA は加盟機関の周期的な外部レビューを行う方向に進むべきであるという提言をまとめた。つまり、ENQA がベルリン指令を受けたとき、質保証機関の外部レビューの議論がすでに ENQA 内で始まっており、E4 会議の要素としてこの問題が取り上げられていたのである。

本報告書は、欧州のすべての質保証機関は 5 年以内の間隔でプロセスと活動に関する周期的な外部レビューを実施する、または受けるべきであることを勧告する。その結果は、その組織が外部質保証機関の欧州基準（第 2 章第 3 部参照）を満たしている程度を明記する報告書にまとめられるべきである。

EHEA では、高等教育における外部質保証の提供者や実施者の地図は、今後まちがいがなく複雑さを増していくであろう。したがって、質保証機関の質保証の検討には ENQA の加盟団体以外の機関を含むことが重要である。また、欧州外の機関も、望むならば、勧告された欧州基準に照らして自らを測定する機会が与えられることがさらに重要である。それゆえ本報告書が、勧告の焦点を、国内で認定された欧州の質保証機関に限定することによって、暗黙のうちに既存または将来の ENQA 加盟団体にだけ影響を及ぼすものになることは望ましくない。欧州で活動している欧州外の機関や国内で認定されていない欧州の機関も、欧州基準の遵守を査定するレビューを選択することが可能となるべきである。

周期的レビューの一般原則は、以下のとおり提案されている。

- ボローニャ署名国によって国の質保証機関として公式に認定されている既存の外部質保証機関は、通常、国の基準に従ってレビューを受けるべきである。これによって、それらの機関が国境を越えた活動を行っている場合でも、補完性原則が尊重されることになる。しかし、こうした欧州の国内組織は、国内を基礎とした内部レビューではなく ENQA によって組織されるレビューを選ぶこともできる。質保証機関のレビューは、同機関が外部質保証機関の欧州基準を満たしているかどうかの査定を含むべきである。
- 新規の質保証機関やボローニャ署名国において公式に認定されていない質保証機関は、自発的に外部質保証機関の欧州基準に照らしたレビューを受けることを選択できる。
- レビューは、自己評価、独立の専門家パネル、報告書の刊行といった事項で構成されるプロセスに従うべきである。

外部レビューは、典型的には、国または質保証機関のレベルで実行される。したがって、質保証機関のレビューは通常、国の規則またはその機関が採用している内部質保証

プロセスに従うことになる。本報告書は、補完性原則を尊重することの重要性を強く主張する。ゆえに、ENQA はその加盟団体に関し、5 年が経過しても国または組織自身によって自発的なレビューが行われなかった場合に限り当該機関にレビューを働きかけることが提案されている。質保証機関が ENQA の加盟団体ではなく、5 年が経過しても国または組織自身によって自発的なレビューが行われなかった場合には、欧州登録委員会がレビューの着手に責任を負うことになる。

国の当局がレビューに着手する場合、明らかにその目的は非常に多様なものとなり得る。たとえば、質保証機関が国の義務的要件を満たしているかどうかの審査が含まれる可能性がある。しかし、国、組織自身、ENQA のどのレベルで行われるのであれ、レビューは常に、その質保証機関がどれほど外部質保証機関の欧州基準に従っているかを明確に検討するものでなければならないというのがこの提案の核心である。ENQA 総会は、2004 年 11 月の会議において、ENQA の加盟基準は提案されている外部質保証機関の欧州基準に一致すべきであるとの決議がなされた。したがって、質保証機関のレビューは、欧州基準の遵守レベルを明らかにするだけでなく、それと同時に ENQA の加盟基準の遵守レベルも示すことになる。

最後に、本報告書は、このレビュー・プロセスにとって、適切な専門知識と経験を有する国際的な専門家の関与が大いに有益であるということ強調したい。

周期的なレビューのフォローアップは、何よりもまず国の当局または質保証機関の所有者の責任であり、言うまでもなく質保証機関自身の責任である。ENQA がフォローアップに関して役割を持つのは、レビューに従って加盟団体が外部質保証機関の欧州基準を満たしている程度を証明しなければならない場合に限られる。それ以外の場合については、ENQA の諸規則によって結果が規定されることになる。

質保証機関の模範的な外部レビュー・プロセスの概要は、本報告書の補遺に示されている。

欧州で活動する外部質保証機関の登録

ENQA は 2003 年のベルリン閣僚会議以前に、関係するステークホルダーとの協力を得て、欧州で活動するかその計画中である質保証機関——公的、私的、テーマ別の組織を含む——の欧州登録制度を設けるという方針を打ち出していた。

この登録制度は、欧州で活動している専門的で信頼し得る質保証機関を識別するという高等教育機関と政府の利益に適うものである。この利益は、第一に、非国家学位の認証という複雑な領域に基づくものである。認定機関によって教育機関自身がどの程度質保証されているかが透明になっていけば、学位の認証手続は強化されることになる。第二に、高等教育機関が、国外の機関から質保証を求めることが可能になってきている。当然ながら、このプロセスにおいて、信頼できる登録制度によって専門機関を識別できれば高等教育機関にとって有益である。

このように、登録制度の最も大きな利点は、高等教育機関やその他のステークホルダーに情報を提供するという点であり、登録制度自体が、高等教育機関の外部質保証の透明性と比較可能性を達成する非常に有益な手段になり得

る。

この登録制度は、登録される機関が、外部質保証機関の欧州基準をどれほど満たしているかを明確にするものでなければならない。しかし、本報告書は、ランク付けの手段として登録制度を提案しているわけではないことを強調しておくことは重要である。

登録制度は、欧州以外の国で活動している機関や、国境を越えて国際的に活動している機関を含め、欧州でサービスを提供しているすべての機関からの申請に開かれているべきである。質保証機関は、ピアレビューされているか否か、外部質保証機関の欧州基準を満たしているか否か、活動が国内に限定されているか国際的であるかによって、異なる登録区分に分けられることになる。

したがって、登録制度の構造は以下のようになることが想定される。

区分 1. ピアレビューを受けている機関。以下のカテゴリに分けられる。

- ・ レビューを受けており、外部質保証機関の欧州基準をすべて満たしている欧州の国内機関
- ・ レビューを受けてはいるが、外部質保証機関の欧州基準をすべては満たしていない欧州の国内機関
- ・ 欧州で活動している国外および欧州外の機関で、レビューを受けており、外部質保証機関の欧州基準をすべて満たしている機関
- ・ 欧州で活動している国外および欧州外の機関で、レビューを受けてはいるが、外部質保証機関の欧州基準をすべては満たしていない機関

区分 2. レビューを受けていない機関

- ・ レビューを受けておらず、したがって登録申請書から得られた情報に従って記載される、欧州の国内機関、国外機関、欧州外機関

表にすると、登録制度の構造は以下のとおりとなる。

登録制度の構造案		レビューを受けた組織		レビューを受けていない組織
		欧州基準を遵守	欧州基準を非遵守	
欧州の国内組織	国内で活動			
	国境を越えた活動			
欧州の国外組織				
欧州で活動している欧州外の組織				

欧州登録制度への登録を認めるかどうかは欧州登録委員会が決定する。同委員会は、登録を認める基準の一つとして、周期的レビューにおいて外部質保証機関の欧州基準を満たしていると認定されたかどうかを用いる。その他の基準は、高等教育システムの多様性を考慮に入れながら決定されることになる。

同委員会は、非官僚的で軽い組織とし、EURASHE, ESIB, EUA, ENQA, および欧州の雇用主を代表する組織、労働組合、専門団体、政府の代表によって推薦される9名のメンバーで構成される。これらのメンバーは、推薦

母体に委任された代表としてではなく、個人としての能力で行動する。同委員会は少なくとも半年に1度会合を開き、ENQAが事務局としての役割を果たすことになる。

欧州登録委員会は、最初の仕事の一つとして、登録の所有権を正式なものにする作業を行う。

欧州登録委員会が直ちに実行するもう一つの仕事は、登録申請が却下された機関、または登録区分に納得できない機関の権利を確保するために、独立した信頼できる不服申し立て制度を確立することによってなければならない。この不服申し立ての制度は、同委員会が活動開始後すぐに作成する協定書の一要素をなすべきである。

欧州高等教育質保証協議フォーラム

ENQA, EUA, ESIB, EURASHE の E4 グループは、2001年のプラハ会議以来、ボローニャ・プロセスと欧州高等教育の質に関してそれぞれの見解について話し合うため、定期的に会合を開いている。2003年のベルリン会議以降は、高等教育の質保証に関する閣僚会議指令の実施が E4 会議の重点となっている。

欧州レベルでのこうした協力は建設的であることが証明されている。それゆえ、この4組織は、E4グループで構成される欧州高等教育質保証協議フォーラムを今後も存続させることで合意を得ている。こうしたフォーラムの設置は、実質的に、ENQA, EUA, EURASHE, ESIBの現在の協力関係をより永続的な形で確立することになる。同フォーラムは主に、欧州の主要なステークホルダーのための協議と助言のフォーラムとして機能することになるであろう。その仕組みは、新たな運営組織を作らず、4組織それぞれが自らに生じる費用を負担するという現行の方法と似たものになると思われる。長期的に見れば、このフォーラムは労働市場からの代表者も含むべきである。

4. 将来の展望と課題

本報告書には、高等教育の質保証の世界における欧州の主要なプレーヤーによって作成・承認された提案と勧告が含まれている。本報告書の存在自体が、多様な利害が作用し、相互理解が本質的に難しいと考えられていた分野において共通理解が達成されたことを示す証左である。本報告書の提案は、学生や社会一般のために、高等教育の透明性、安定性、情報を増大させようとするものである。それはまた、高等教育機関に認証と信頼性を与えるのに加え、競争的で懐疑的な状況が強まる環境下において質の高さに取り組んでいることを示す機会を与えることになる。質保証機関に関しては、この提案によって、各機関自身の質と信頼性が高まり、より広範な欧州の専門的同業組織と生産的に連携できるようになる。

しかしこうした提案は、効果的な実施戦略を伴わないならば、あくまで提案にすぎなくなってしまう。ベルゲンでの閣僚会議によって承認されれば、直ちに、本報告書の主たる要素を導入するための手段が開始されることになる。質保証機関の登録制度は2005年後半に開始し、2006年にはオンライン化の準備ができると考えられる。ENQAの事務局は、このために必要になる追加資金を準備している。閣僚会議後、ENQAは欧州登録委員会の設立に向けて必要な具体的活動を開始する予定である。同委員会はまず登録の所有権を正式決定する作業と、2005年春にENQAによって行われた予備的作業に基づく協定書の作成を行う。最初の周期的レビューは2005年中に行われるものと期待されている。

欧州高等教育質保証協議フォーラムも早期に実施に移される予定である。したがって、2005年6月のENQAとE4パートナーの次回会議では、ベルゲン閣僚会議の結果と、このフォーラムの設立が主要なテーマになるはずである。また、労働市場の代表者等の他の主要なステークホルダーとの今後の協力についても協議されることになる。さらに、ENQAは、2005年9月の次回ENQA総会以前に欧州の他の質保証ネットワークと話し合いを行う手配を進めている。

しかし、本報告書の一部の提案が迅速に実施されると見込まれることは、残りの提案を取り入れる作業が容易であることを意味するわけではない。内部および外部の質保証の基準が高等教育機関と質保証機関によって広く採用されるようになるには長い時間がかかるであろう。歴史の長い堅固な高等教育システムを有する署名各国が変化と発展に前向きにならない限り、そうした基準は受け入れられないと思われる。内部質保証の基準に提案されている事項は、一部の高等教育機関にとってはかなり実施困難なはずである。特に、質保証の新しい伝統が進展している場合や、学生のニーズや雇用市場への参入の準備という観点から高等教育機関の文化の中に組み込まれていない場合には困難がある。同様に、外部質保証の基準と質保証機関自体の基準は、すべての参加者、特に質保証機関に対し、自らをきわめて注意深く見つめ、欧州の期待に照らして自分たちの活動を測定することを要求する。新しい周期的なレビューの手続きは、そのために時宜にかなった焦点を提供することになる。これらの基準が広く受け入れられるには、まず、そ

れを採用する利点が理解されなければならない。

EHEAは、高等教育に対する責任は各国に存するという基礎に立って運用される。これは外部質保証の問題において自治が発揮されることを意味する。それゆえ、本報告書は統制的なものではないし、そうなりえないのである。本報告書は、専門職業者、学生を含む高等教育機関の専門家、関係省庁、質保証機関の間の相互尊重の精神に立って勧告と提案を行っている。署名国のなかには、基準とレビュー・プロセスをそれぞれの法制や行政の枠組みに正式に取り入れることを望む国もあれば、現状と変化の利点を比較考量し、正式に取り入れることの適切性を長期的に考えることを望む国もあろう。提案されている欧州高等教育質保証協議フォーラムは、新しい考え方、他のシステムにおける経験、各国の経験の類似点と相違点について話し合い、討議し、学び合うための有益な場であることが明らかになるはずである。

これらを総合すると、今後、ENQA、E4パートナー、その他の主要ステークホルダーが真剣に向き合わなければならない多くの挑戦的な作業があるといえる。明らかに、本報告書が完成したからといって、EHEAの質保証に関するボローニャ目標を達成したといえるわけではない。本報告書の勧告を実行に移し、高等教育機関と外部質保証機関の中に質を重視する文化を確立するには依然として多くのことが成し遂げられなければならない。EHEAのために十分に機能する欧州レベルでの質保証を実現しようとするならば、ベルリン指令によって開始された事項がこれからも継続的に維持・誘導される必要がある。

現在、自治的に運営される強固で効果的な高等教育機関、質と基準の大切さに対する感受性、優れたピアレビュー、信頼できる質保証機関、効果的な登録制度、雇用主をはじめとする他のステークホルダーとの一層の協力を備えた欧州高等教育圏を生み出すのは可能である。本報告書に盛り込まれた提案は、そのビジョンを実現する上で大いに役に立つはずである。

補遺：質保証機関の周期的レビュー⁴（理論モデル）

以下に提示するモデルは、外部質保証機関の外部レビューのプロセスについて提案されている指標的概要である。これは、外部質保証機関の欧州基準の遵守状況を明らかにするのに適した信頼できるプロセスの例として提示されている。しかし、ここでは実例を示して説明するのが目的であることに注意していただきたい。そのため、かなり仔細な記述がなされている。おそらく質保証機関の個々のピアレビューに必要だと考えられる以上に詳細であろう。したがって、ここに提示されるプロセスが基準と考えられてはならない。さらに、提示された例の中で「評価(evaluation)」という語は目標とプロセスを含むために用いられていることにも注意が必要である。「ア krediteーション」または「オーディット」という語が使われることもある。

このプロセスは、以下の要素を含んでいる。

- ・ レビューの業務内容と手続の策定
- ・ 専門家委員会の推薦と任命
- ・ 質保証機関による自己評価
- ・ 訪問調査
- ・ 報告

1. 業務内容（Terms of Reference）

業務内容は、関係当局、ステークホルダー、質保証機関自身の視点と利益という点について、レビューの目標を明らかにするものでなければならない。これには、質保証機関の主要な業務と活動がすべて含まれ、隠れた意図がないことが明白な形で定められなければならない。

2. 自己評価

2.1 レビューの基礎として質保証機関に求められる背景情報

質保証機関が活動している状況を理解するためには、関連する背景情報が必要である。この節は以下の諸点を含むことが期待される。

2.1.1 国の高等教育システムの概要

- ・ 学位の構造
- ・ 高等教育機関の構造
- ・ 新設科目、教育プログラム、高等教育機関の設置の手続とその関係者
- ・ その他の質保証の手続
- ・ 政府との関係における高等教育機関の地位

2.1.2 当該質保証機関の沿革と高等教育の評価全般に関する簡単な説明

- ・ 使命声明書
- ・ 当該機関の設置（政府、高等教育機関、その他）
- ・ 当該機関に関する法的枠組みとその他の正規規則の説明（議会法、省庁の命令や通達など）
- ・ 当該機関の資金供給

- ・ 評価実施権限の位置づけ
- ・ 当該機関の内部構造。理事会（評議会）の任命手続と構成を含む。
- ・ 高等教育の評価以外の当該機関の責任
- ・ 当該機関の国際的活動。公式協定、会議・ワーキンググループ・スタッフ交流への参画などのその他の活動を含む。
- ・ 評価のフォローアップにおける当該機関の役割：結果と制裁措置

2.2 当該質保証機関が実施する外部質保証

当該機関が高等教育機関または教育プログラムの外部質保証を定期的に行っていることを示す証拠が提示されるべきである。この質保証には、評価、ア krediteーション、レビュー、オーディット、アセスメントのいずれかを伴うべきであり、それは当該機関の主要業務の一部である。

ここで言う「定期的」とは、体系的手続に基づいて評価が計画され、過去 2 年間に複数の質評価が実施されていることを示している。

これら証拠には、以下が含まれるべきである。

- ・ 当該機関が用いる方法論の説明
- ・ 質評価の実施数及び評価を受けたユニット数

2.3 当該質保証機関が用いる評価方法

2.3.1 背景情報

当該機関が透明性の高い方法論に基づく手続に従って業務を行っているかどうかを判断するために、評価の総合的な計画やその他の基本的問題の説明が必要である。この説明には、以下が含まれるべきである。

- ・ 評価対象の高等教育機関への状況説明及び情報伝達の手続
- ・ 学生参加に対する機関戦略
- ・ 各評価の業務内容及びプロジェクト計画の策定に関連する手続
- ・ 評価の参考資料（事前設定の基準、法的文書、科目のベンチマーク、専門職基準、評価対象機関の目標）
- ・ 方法論的要素が特定のレビューに合わせて修正される程度

2.3.2 方法論的要素

当該質保証機関が活動の基礎としている方法論が事前に規定され、公開されていること、およびレビュー結果が公開されることを証明する説明。方法論には、以下が含まれる。

- ・ 所定の評価目標に関する自己評価またはそれに相当する手続
- ・ 専門家グループによる外部評価、及び当該機関によって決定される訪問調査
- ・ 公的結果を記載した報告書の刊行

質保証機関は、特定の目的に適したその他の方法論を考案・適用することもできる。

質保証機関の決定と報告は、異なる集団が判定を行うとしても、原則や要件の点で一貫していなければならない。

質保証機関が評価の決定を行う場合、不服申し立てのシステムが必要である。この方法論は、質保証機関のニーズ

⁴ この補遺の構造は、最近、北欧諸国の質保証機関の相互認証に関するプロジェクトのマニュアルに記されたものとほぼ同じである。

に合わせて用いられる。

質保証機関が勧告及び(または)条件付き決定を行う際、その結果を確認するフォローアップの手続が必要である。

2.3.3 外部専門家グループの役割に関する説明

外部の専門家グループの役割に関する説明には、以下が含まれるべきである。

- ・ 専門家の推薦と任命の手続。国際的専門家、雇用主や学生等のステークホルダーの代表を利用する基準を含む。
- ・ 専門家に対する状況説明及び研修の方法
- ・ 専門家による会合。評価プロセス全体に関する回数、範囲、時間的スケジュール。
- ・ 質保証機関と専門家の作業分担
- ・ 評価における質保証機関スタッフの役割
- ・ 評価を所掌する質保証機関スタッフの特定と任命

2.3.4 文書化

質保証機関の自己評価と訪問調査に関連する手続について判断するため、当該機関の文書収集の手続に関して以下の諸点について説明が必要である。

2.3.4.1 自己評価に関する手続の説明

この説明には以下が含まれるべきである。

- ・ 当該機関が提示するガイドラインの内容の明確化
- ・ 当該機関が提示する手続上の助言
- ・ 学生の役割を含む自己評価チームの構成に関する要件
- ・ 自己評価チームの研修/情報
- ・ 自己評価を実施するために利用可能な時間

2.3.4.2 訪問調査に関する手続の説明

この説明には以下が含まれるべきである。

- ・ 質問表/面接の手続
- ・ 参加者/情報提供者の選定の原則(カテゴリーと具体的な参加者)
- ・ 訪問調査の期間に関する原則
- ・ 会合の回数とその平均的な長さ
- ・ 会合の文書記録(内部/外部、議事録、書き起こし原稿など)
- ・ 外部専門家グループの作業方法

2.3.4.3 報告

文書には報告書に関する以下の情報が含まれるべきである。

- ・ 報告書の目的
- ・ 報告書の草案作成(質保証機関スタッフまたは専門家)
- ・ 報告書の書式(デザインと長さ)
- ・ 報告書の内容(文書記録もしくは分析/勧告のみ)
- ・ 報告書案に対する評価対象者からのフィードバックの原則
- ・ 公表の手続と方針(マスメディアへの対応など)
- ・ 実施直後のフォローアップ(セミナーや会議など)
- ・ 長期的なフォローアップ活動(フォローアップ評価や訪問調査など)

2.3.5 不服申し立てシステム

質保証機関は、決定事項に対する不服申し立ての方法、この方法がいかにして質保証機関のニーズに合わせて用いられるかについて文書化を行う。同文書から、不服申し立てのシステムが意見聴取プロセス、すなわち質保証機関が、評価対象者に対して、評価結果についての意見や疑問を表明する手段を与えるプロセスにどの程度基づいているのかが明らかにされなければならない。

基本的に、質保証機関は、不服申し立てシステムによって評価対象者が評価結果に関して意見を表明する機会が設けられている証拠を提供しなければならない。

2.4 付加的文書

この文書によって、他の部分で言及されていない調査、統計資料、その他の文書の利用について説明がなされるべきである。これらの資料は公表されるべきである。

2.5 質保証機関に対する質保証システムに関する手続

質保証機関は、外部質保証機関の欧州基準に規定された仕組みに一致する内部質保証メカニズムを有していることを証明しなければならない。

2.6 最終的な考察

質保証機関が、新しい要求や傾向に適応する能力、さらには堅固で信頼できる方法論的枠組みとガバナンスモデルを維持しながら常に行動を改善する能力について説明するため、当該機関の強み、弱み、機会、脅威についての分析が必要である。

3. 外部レビュー委員会に関するガイドライン

このガイドラインは、外部レビュー委員会に期待される事項について説明する。これは、以下に関する指針によって構成される。

- ・ 任命及び一般的組織
- ・ 訪問調査
- ・ 報告書の草案作成

上述したように、レビュー対象の質保証機関は、規定されたガイドラインに従って自己評価報告書を提出すべきである。自己点検は訪問調査の1ヶ月以上前に外部レビュー委員会に送付されるべきである。

3.1 外部レビュー委員会の任命

この節では、レビューを行う専門家の任命に関する説明を行う。

外部専門家グループは、以下の専門家で構成されるべきである。

- ・ 1名または2名の質保証の専門家(国際的)
- ・ 高等教育機関の代表(国内)
- ・ 学生メンバー(国内)
- ・ ステークホルダーのメンバー(例えば雇用主、国内)

これらの専門家の1名が外部レビュー委員会の議長に選ばれるべきである。

また、質保証機関から独立した権限を持ち、事務局の役

割を果たす者 1 名を委員会に加えることが推奨される。

専門家は、質保証機関、ステークホルダー、地元当局から推薦されるが、このレビューの信頼性を確保するため、専門家の任命は当該質保証機関外の第三者に委ねられることが重要である。この第三者は、例えば ENQA あるいはレビュー・プロセスに関与していない他の質保証機関でもよい。専門家の認定は、各位が独立していることの表明を基礎として行われるべきである。しかし、レビュー対象の質保証機関は、委員会の最終的な構成に意見を述べる機会を有するべきである。

3.2 訪問調査

以下の方針で訪問調査の手続が定められなければならない。

訪問調査の期間は、レビュー対象の質保証機関とその背景に関する外部レビュー委員会の事前の知識に従い、準備とフォローアップを含めて 2-3 日間とすることが推奨される。訪問調査の前日、委員会は会合を開き、その訪問調査に関連性のあるテーマについて意見を統一する。訪問調

査の目的は、自己点検について検証することである。このことを念頭において面接の指針が作成されるべきである。

訪問調査には、質保証機関の理事会、経営陣、スタッフ、専門家、所有者／主要なステークホルダー、評価対象の高等教育機関の経営レベルの代表、内部自己評価委員会のメンバーとの個別の会合が含まれることになる。

3.3 報告書の準備

報告書は、一般的な業務内容を満たすことに加え、自己点検の手続に規定されているとおり、厳密に、外部質保証機関に対する欧州基準の遵守状況、ならびに将来の改善可能性と改善勧告に焦点を置いたものでなければならない。

訪問調査後、外部レビュー委員会は、事務局の支援を得て報告書の草案を作成する。最終版はレビュー対象の質保証機関に送付され、事実誤認がないか意見が求められるべきである。

© European Association for Quality Assurance in Higher Education, 2009, Helsinki, 3rd edition

< 訳注 >

本資料は ENQA(2009), *Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area* を ENQA の許諾を得て全訳したものである。原版 (英語版) は以下から入手可能である。

[http://www.enqa.eu/files/ESG_3edition%20\(2\).pdf](http://www.enqa.eu/files/ESG_3edition%20(2).pdf)

本翻訳について ENQA はその内容の確認を行っておらず、翻訳内容に誤りがある場合は翻訳者である大学評価・学位授与機構が責任を負う。

ENQA does not verify the translation and that the translator bears the responsibility of inaccuracies.

